

1 栃木県立那須高等学校 P T A 会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は栃木県立那須高等学校 P T A という。
- 第 2 条 本会の事務局は栃木県立那須高等学校内におく。
- 第 3 条 本会は本校に在籍する生徒の保護者等及び教職員をもって組織する。
- 第 4 条 本会に学年部会をおく。学年部会は各学年からなる。

第2章 目的及び事業

- 第 5 条 本会は家庭と学校と地域との緊密な連携によって生徒の健全育成に努めることを目的とする。
- 第 6 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 家庭と学校と地域の緊密な連携を図り、学校教育に協力する。
 - 2 教育環境の整備改善を支援する。
 - 3 教育活動を支援する。
 - 4 保護者等と教職員相互の資質の向上を図る。
 - 5 その他必要と認めた事業。

第3章 機 関

- 第 7 条 本会に次の機関を置く。

1 総会 2 理事会 3 監査会 4 学年部会

- 第 8 条 総会は毎年 1 回会長が召集し、本会の重要事項を協議決定する。ただし、会長が総会の決議を必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。なお、総会の決議は出席会員の過半数による。
- 第 9 条 理事会は毎学期 1 回開き、本会の重要事項を審議する。ただし、会長が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。
- 第 10 条 理事会は、会長・副会長・学年部会長・監事・庶務・会計・校長・教頭・事務長をもって構成する。
- 第 11 条 監査会は会計の監査を行い、総会に報告する。
- 第 12 条 監査会は、監事をもって構成する。
- 第 13 条 学年部会については、別途規約にもとづいて運営する。

第4章 役 員

- 第 14 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------------|
| 1 会長 | 1 名 |
| 2 副会長 | 3 名（1 名は学校職員） |
| 3 学年部会長 | 3 名 |
| 4 監事 | 3 名 |
| 5 庶務 | 学校職員 1 名 |
| 6 会計 | 学校職員 1 名 |

第15条 会長、副会長及び監事は総会で選挙又は推挙し、庶務、会計は会長がこれを委嘱する。

第16条 役員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第17条 役員の任務及び事務分掌は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 学年部会長は、各学年部を統括する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。
- 5 庶務は本会の庶務・広報に関する事項を処理する。
- 6 会計は本会の経理に関する一切の事務を処理する。

第18条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会でこれを推挙する。

第5章 会 計

第19条 本会の経費は、会費、寄付金及び事業収益をもってこれにあてる。

- 1 会費は当該年度内予算によって総会で定める。
- 2 中途入会者は、入会と同時に月割相当額を全納するものとする。
- 3 その他臨時に必要な経費は総会の決議によって徴収する。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 会長は年度始めの総会において、決算の承認と予算の決議を得るものとする。

第6章 附 則

第22条 本会則の変更は理事会で原案を作成し、総会の決議によって決定する。

第23条 会則第3条中、生徒の保護者等とは、直接生徒の保護監督に当たる者と解釈する。

第24条 会員の会費は生徒2名以上在学している場合も1名分納入するものとする。

第25条 事情により理事会の決議をもって会員の会費を免除することができる。

第26条 本会の慶弔規定は別に定める。

昭和55年	5月	1日	一部改定
昭和59年	5月	1日	〃
昭和61年	5月	1日	〃
平成4年	5月	1日	〃
平成10年	4月21日		〃
平成14年	5月	7日	〃
平成17年	2月20日		〃
平成18年	4月28日		〃
平成19年	4月27日		〃
平成23年	4月25日		〃
令和3年	4月24日		〃
令和5年	4月22日		〃
令和6年	4月20日		〃

2 栃木県立那須高等学校 P T A 学年部会規約

第 1 条 会則第 13 条にもとづく学年部会として、以下の部会を設置する。

- 1 1 学年部会
- 2 2 学年部会
- 3 3 学年部会

第 2 条 各学年部会は本校に在籍する各学年の生徒の保護者等及び教職員をもって構成する。

第 3 条 各学年部会に次の役員を置く。

- 1 部会長 1 名
- 2 部会役員 4 ～ 9 名

第 4 条 部会長は、部会役員の互選による。

第 5 条 部会長及び部会役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 6 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 部会長は部会を代表し、会務を統括する。
- 2 部会役員は部会の運営及び学校行事に協力し、活動の中心となる。

第 7 条 各学年部会の活動内容は以下の通りとする。

- 1 学年部会総会及び学年部会役員会の開催
- 2 学校の教育活動の支援
- 3 その他必要な事項

第 8 条 学年部会総会は原則として年度始めに開催し、部会の重要事項を審議する。学年部会役員会は部会長が必要と認めた場合に適宜開催することが出来る。

第 9 条 本規約の改定は学年部会が提案し、理事会の承認によって決定する。

付 則 1 本規約は、平成 1 4 年 5 月 7 日より適用する。

2 平成 1 8 年 2 月 2 1 日 一部改定

3 令和 5 年 4 月 2 2 日 //

4 令和 6 年 4 月 2 0 日 //

3 栃木県立那須高等学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 会員の慶弔に関する規定を次のように定める。

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 本人または配偶者死亡の場合 | 10,000 円 |
| 2 子女の死亡の場合 | 10,000 円 |
| 3 天災その他により著しい災害をうけた場合 | その都度協議 |

第 2 条 学校職員の慶弔に関する規定を次のように定める。

- | | |
|--------------|---------|
| 1 職員の父母死亡の場合 | 5,000 円 |
|--------------|---------|

第 3 条 本部役員、学年理事等を 2 年以上務めた退任者には、記念品を添えて感謝状を贈る。

第 4 条 学校職員が転任または退職する場合は、次の基準により餞別を贈る。

- | |
|----------------------------|
| 1 餞別金は 5,000 円とする。 |
| 2 その他必要と認めた場合は、その都度協議決定する。 |

第 5 条 その他必要と認めた場合は、会長の決議により処理し、後に理事会の承認を得る。

第 6 条 本規定の変更は理事会において審議決定する。

付 則 1 本規定は、昭和 54 年 5 月 18 日より適用する。

- | | | |
|---|------------------|------|
| 2 | 昭和 59 年 5 月 25 日 | 一部改定 |
| 3 | 平成 3 年 4 月 16 日 | 全面改定 |
| 4 | 平成 5 年 2 月 24 日 | 一部改定 |
| 5 | 平成 14 年 5 月 7 日 | 〃 |
| 6 | 令和 6 年 4 月 20 日 | 〃 |